

議決責任と議員間討議

1 議決責任

(1) 立法趣旨

- ・ 議会基本条例に「議決責任」を明記
→ 説明責任を媒介として、政治的・道義的な議決責任を規定しようとするものである。

(2) 議決責任の規定による効果



- ・ 議決の主体、議決に係る説明の主体
議決の主体は議会。（議員が主体となる表決とは異なる）
議決責任に関する説明の主体は議会。（主語は議会。「議会は、・・・・」）
⇒ 議決結果だけでなく、審査経過～最終的な議決結果まで説明（議員間討議の必要性）

2 議員間討議

(1) 議員間討議の意義

① 制度上の位置付け（議会基本条例における規定）

前文、第3条（議会の活動原則）、第12条（議員間の討議による合意形成）

② 基本的考え

・ 議員間討議を必要性の問題として認識

会津若松市議会では、どういうメリットがあるのかという有効性の観点からの議論ではなく、**必要があるから行うという必要性の問題としての認識**を重要視している。

⇒ 理論的な面

- ・ 討論の広場としての議会における**本来的な必要性**
- ・ 首長との関係からくる必要性
- ・ 論点、争点の明確化による市民世論喚起の視点における必要性

⇒ 制度的な面

- ・ 従前のような説明員に対する質疑を中心とする審議、審査では、その**議決に係る説明責任が十分に果たせない**。よって議員間討議を行う必要がある。

・ 説明責任をつくすための議員間討議のあり方

ある議案について、論点を抽出し、整理した上で、それに基づいて審査（質疑）を行う必要がある。

そして、委員だけで議論し、委員会全体としては、どこまでを合意点として確認し、合意に至らず最後まで争点として残った点も明らかにする。

その上で最終的には、表決に付し、委員会としての議決結果を得る。

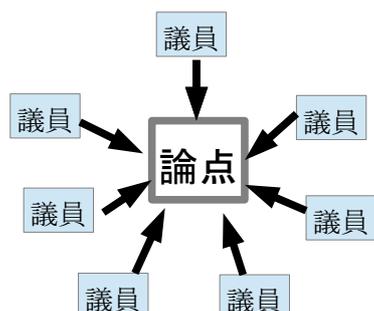
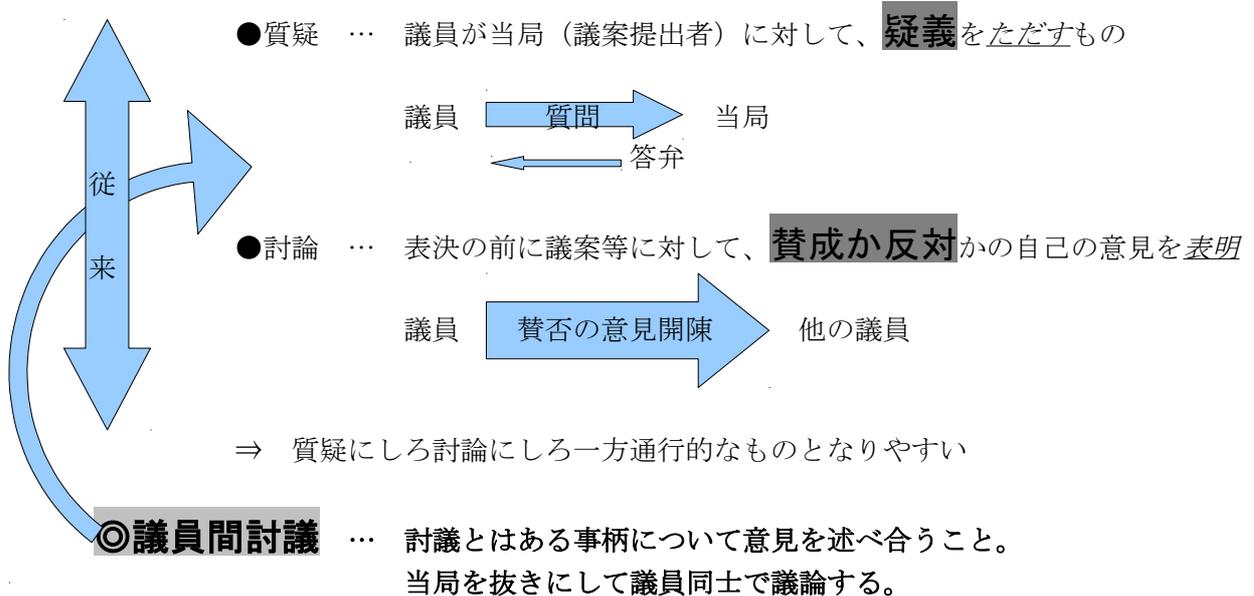
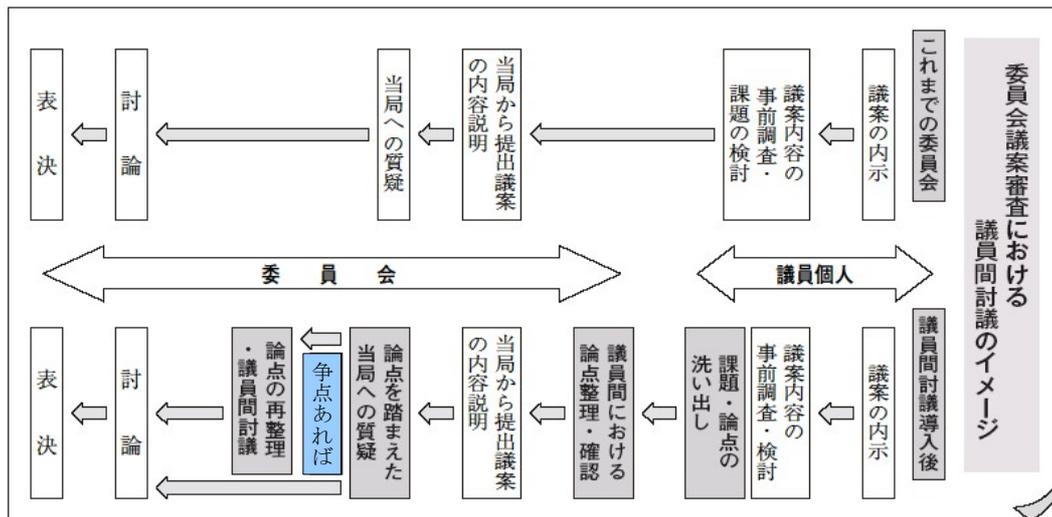
このように、論点を明確にしなが議員間討議を行い、合意点と合意に至らなかった点とを明らかにすることができてはじめて、「委員会を主語としながら、なぜ4対3という議決結果になったのか」を説明することができる。

● 議員間討議を適切に進めるための条件整備

委員会開会までの、各委員個々の議案調査のほか、各委員が議案ごとの論点を持ち寄り、意見交換し、「委員会としての共通論点」の抽出と一定の整理を行う。

この事前準備の可否及び良否が、実際には議員間討議の可否及び良否を左右する。その意味において、ここに現実的な課題がある。

なお、議員間で争点が全く生じない場合は、制度上は、議員間討議を行う余地はないと考える。ただし、後日の説明に耐えられるだけの最小限の議論を通じた確認はなされていることが必要である。



- 論点・争点を明らかにする
- 合意形成を図る
- どこまで合意できる、できないのか

→ 合意 ⇒ 修正案・付帯意見等へ可能
→ 合意ならず ⇒ 討論～表決へ

